

議案第 6 2 号

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 4 2 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、障害者自立支援法の改正に伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。